

**金沢区・栄区・港北区・港南区の
連合町内会長及び自治会長・町内会長の皆様**

崖地の現地調査へのご協力をお願いします。

神奈川県により、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（※1）等の告示手続きが順次進められてきました。本市では、土砂災害ハザードマップの作成、周知等により警戒避難体制の整備を図っているほか、崖地現地調査を行い、即時避難指示区域（※2）を指定する等、速やかな避難行動による災害対策に取り組んでいます。

この度、神奈川県が指定する土砂災害警戒区域の一部区域において、区域の見直しが行われたため、区域変更があった崖地について、崖地現地調査を実施します。

崖地調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、立ち入りのご説明をさせていただきますので、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

1. 令和4年度 調査場所

金沢区・栄区・港北区・港南区 （4区合計 約350箇所）

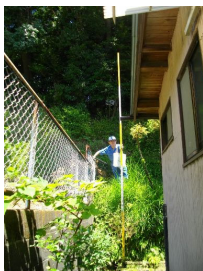
2. 調査期間及び時間

調査期間：令和4年9月中旬から令和5年2月28日（予定）

調査時間：9：00 から 17：00 のうち、数時間を予定しています。（1箇所あたり）

3. 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



4. 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章等を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例

5. 地元への周知について

土砂災害警戒区域内の調査対象世帯には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

6. 結果について

撮影した写真及び調査結果については、個人情報が含まれるため、市ホームページ等で公開はしません。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。区域の位置については神奈川県の以下のホームページを参照ください。

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

※2 即時避難指示区域

「土砂災害警戒情報（※3）」の発表とともに避難指示を一斉に発令する区域
平成 26 年 10 月の台風 18 号を教訓に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地をあらかじめ抽出し、その周辺地域に対して、「土砂災害警戒情報」の発表とともに市が「避難指示」を発令することとしています。

※3 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

◆お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課 がけ防災担当

担 当 高橋、和田、安藤

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>